

令和2年度
内外一体の経済成長戦略構築
にかかる国際経済調査事業

～EUサステイナビリティ
政策の横断的調査～



日本機械輸出組合

目次

1. 新型コロナのパンデミックを受けた欧州委員会や各加盟国の政策の変化
2. グリーンリカバリー、炭素国境調整措置
 1. グリーンリカバリー（新型コロナからの復興計画）
 2. 炭素国境調整措置（C B A M）
3. 加速するグリーン産業政策
 1. 欧州におけるバッテリー産業創出の取り組み
 2. 水素戦略とクリーン水素アライアンス
4. ビジネスと人権、持続可能性への取り組み
 1. 総論 EUにおける環境・サステイナブル・人権の取り組み
 2. サプライチェーン関連 ～ビジネスと人権～
 3. 金融関係 ～EUタクソノミー～
 4. 金融関係 ～非財務情報開示～
 5. 貿易・投資関係 ～持続可能な開発アジェンダの協定への入れ込み～
5. その他環境規制
 1. R o H S
 2. R E A C H
 3. エコデザイン指令
 4. サーキュラーエコノミー

1. 新型コロナのパンデミックを受けた欧州委員会や各加盟国の政策の変化

◆新型コロナのパンデミックを受け、発足直後のフォン・デア・ライエン委員会は方針を転換。**グリーン・デジタルへの一層の加速により、欧州経済の復興を図ることに。**

コロナ前



フォン・デア・ライエン委員長

・2019年12月発足。就任前から「**グリーンディール**」を柱とした6つの「アジェンダ」を発表

グリーンディール	デジタル	人にやさしい経済政策
欧州生活様式推進	より強い欧州	民主主義の促進

コロナ後

- ・2020年7月、欧州サミットにて復興計画を決定。復興基金「**次世代のEU**」と次期中期予算計画から総計1兆8000億ユーロに及ぶ「**復興パッケージ**」に合意
- ・**グリーンとデジタル**へ重点的に予算を投下し、開かれた戦略的自立による**レジリエンス**（サプライチェーンの強靱化）を目指す。

グリーンディール	デジタル	レジリエンス
----------	------	--------



フォン・デア・ライエン委員長（左）
ミシェル欧州理事会常任議長（右）

独仏など**加盟国単位**でも**電気自動車への購入補助金**や、**次世代航空機の開発支援**等、**グリーン・デジタル**を核に大規模な予算出動による雇用確保や経済復興を目指す。

2-1. グリーンリカバリー（新型コロナからの復興計画）

◆巨額の復興予算をグリーン・デジタルに重点的に配分し、欧州の経済復興を目指す

- ・欧州理事会（EU首脳会議）は2020年7月、『次世代のEU』と次期中期予算計画（MFF）による総額1兆8,240億ユーロ（約230兆円相当）規模の復興基金に政治合意。12月にEU理事会、議会も了承。グリーン政策やデジタル政策に大きなウエイト。
- ・復興基金は、EU復興債と今後導入・拡大する税制等を財源にした新規予算。加盟国は2021年4月末までに具体的なプロジェクトを欧州委員会に提出。欧州委員会は2021年中には送金を開始する予定。

復興パッケージの全体像

『次世代のEU』

7,500億ユーロ

財源 復興債と新税等

欧州委員会がEU名義でグリーンボンドを発行し市場から調達。加えて新設のプラスチック税、CBAM（炭素国境調整措置）、デジタル税、欧州排出権取引制度の対象拡大等が財源候補

次期中期予算計画（MFF）

1兆740億ユーロ

財源 各加盟国からの拠出金

1兆8,240億ユーロ

使途 加盟国への返済不要の補助金3,900億ユーロと融資3,600億ユーロ

使途に関するその他の要件
次期MFFおよび復興基金の全予算の少なくとも30%（約5500億ユーロ）がグリーンに配分。
次世代のEUの37%（約2800億ユーロ）がグリーン、20%（約1500億ユーロ）がデジタルに。

2-2. 炭素国境調整措置（CBAM）

◆炭素遺漏を防止するため、輸入品に対して何らかの二酸化炭素の調整措置を検討中

- ・EU域内品と排出削減対策が不十分なEU域外からの輸入品との間で**公平な競争環境**を実現し、**炭素遺漏を防止**する目的で法制化を検討。2021年6月頃に法案を提出し、**2023年から施行予定**。**復興基金『次世代のEU』の財源の一つ（50～140億ユーロ）**としても位置付け。
- ・一方、内外無差別や譲許関税率等との関係で、**どのようにWTO整合的に制度設計するか**といった課題がある。加えて、対象拡大が議論されている**欧州排出権取引制度（EU-ETS）の無償排出割当の継続の有無**との関係も論点。

欧州委員会の4つの方向性

欧州委員会は現時点で4つの案を提示

- ・「**EU-ETSの枠外から排出権を購入**」が有力とされる

輸入税方式
特定品目の輸入時に
税を課す

EU-ETSを輸入品
に拡大

EU-ETS
の枠外から排出
権を購入

炭素税方式
域内での購入時に
税を課す

欧州議会のポジション

欧州議会全体会合で決議された欧州議会の
ポジション（2021年3月10日）

- ・電力分野の他、エネルギー消費の多いセメント、鉄鋼、アルミニウム、精油、製紙、ガラス、化学物質、肥料を想定
- ・**欧州排出権取引制度（EU-ETS）の無償排出枠とCBAMの併用を認める**

WTO整合性の点で問題となる可能性

<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20210304IPR99208/meps-put-a-carbon-price-on-certain-eu-imports-to-raise-global-climate-ambition>

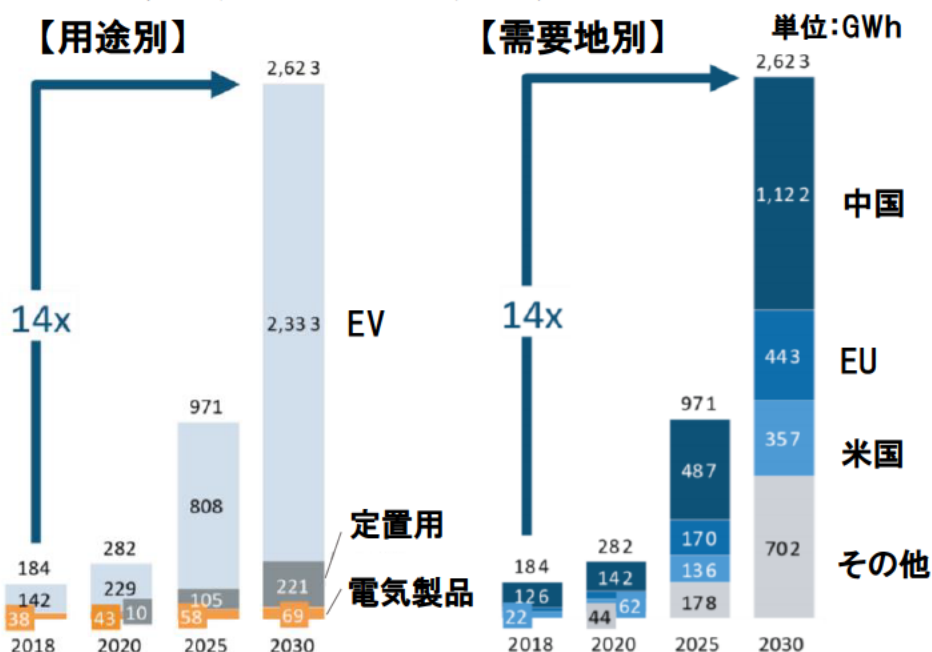
3-1. 欧州におけるバッテリー産業創出の取り組み(1)

◆ 欧州に競争力のある電池産業を創出するため、欧州委員会がEBA設立を後押し

- 2017年10月に欧州バッテリーアライアンス(EBA)を立ち上げ。欧州内に高い競争力を有する持続可能かつ連続的なバッテリーセル製造のバリューチェーン(原材料、電極材、セル製造/機械、バッテリーパック/システム、応用/統合、リサイクル/リユース)を創設し、欧州域内に2025年までに200GWh/年の製造キャパシティの構築を目標としている。
- 欧州企業以外にも門戸は開かれており、我が国企業や中国・韓国企業等域外の企業も参画。

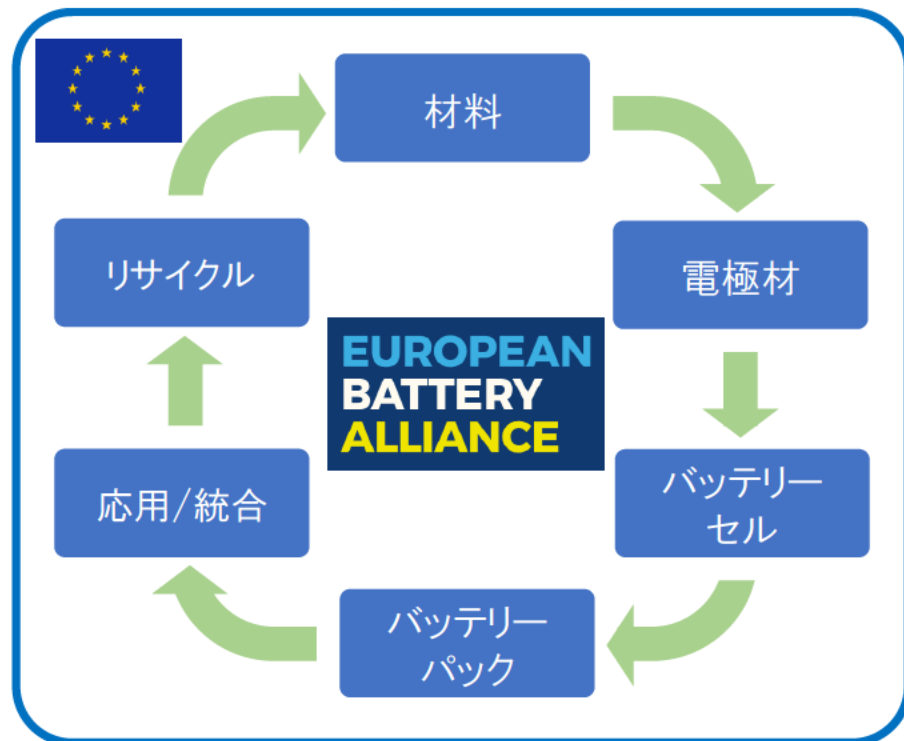
◆ バッテリーの需要予測(欧州委員会資料より)

- 2018年に比べ2030年の市場は1.4倍
- 需要地別ではEUは中国に続く第2位。



◆ EBAの構造

- バリューチェーン毎に分科会を構成



3-1. 欧州におけるバッテリー産業創出の取り組み（2）

◆欧州バッテリーアライアンス（EBA）の活動状況

①活動の主な目的

欧州で競争力のあるバリューチェーン構築を目指す。人材育成や標準化も視野に。

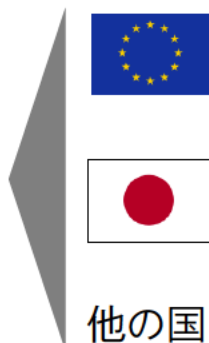
- ①欧州内外からの**原材料へのアクセス確保**に加え、**循環リサイクルによる二次原材料確保**
- ②**域内でのセル生産キャパの拡大**及び**バリューチェーン全体の競争力強化**
- ③先端技術（リチウムイオン等）と破壊的技術（全固体電池等）への**研究・イノベーションの支援・促進**
- ④**高度熟練労働力**をバリューチェーン全体で開発・強化世界トップクラスの専門家を招聘
- ⑤**環境フットプリント**を抑え、欧州内の安全で持続可能な電池生産を目指す
- ⑥多様な個々の**EU規制との一貫性**を確保

②ネットワーク

欧州委員会の関係総局、各加盟国関係機関、金融機関、大学、産業団体、企業などによる**会員数は500以上**。我が国含め、欧州以外の国の企業も多数参画。



<https://www.eba250.com/>



他の国

材料	電極材	セル	パック	応用	リサイクル
RIOTINTO SASOL	BASF Northvolt	ABB、SAFT DASSAULT Northvolt	Northvolt SAFT BMZ	BMW DAIMLER BOSCH SIMENSE	Northvolt
三井物産 豊田通商	三井物産 豊田通商 ダイキン	東レ 豊田通商	トヨタ 東レ	日産 ホンダ 三菱電機	日立 東レ 三井物産
	LG,3M	LG、CATL	LG、CATL	LG、CATL	

3-1. 欧州におけるバッテリー産業創出の取り組み(3)

◆欧州における各社のバッテリー製造への具体的な取り組み

- ・2016年創業のノースボルト社の他、米国・中国・韓国企業等が欧州域内にギガファクトリーの展開をアナウンス。独仏等の企業も積極的な投資を進めている。
- ・我が国企業では、GSユアサがハンガリーに電池のアセンブリ工場を展開。パナソニックもノルウェー企業と組み市場調査に着手
- ・急速なEV化を進める欧州では、自動車産業の集積地である独に大規模工場の構想が多数。

ノースボルト

テスラの元幹部が2016年にスウェーデンで創業。原料調達からリサイクルまで環境に優しいサプライチェーンの構築を目指す。EIBからの融資やVW、GS、BMW等からの出資及びドイツ政府による信用供与等により、スウェーデン(32GWh/年)、ドイツ(24GWh/年)で工場を建設中。

CATL(寧徳時代)

車載用電池の世界最大手。ドイツのテューリンゲン州で工場建設に着手しており2022年までに完成予定。14GWh/年。2026年までに100GWhまで拡大。

BMZ・KION

BMZは独の電池メーカー。フォークリフト製造等の独KIONグループとJVを組んで、リチウムイオン電池製造能力の拡大を図る。

サムスンSDI

2018年よりハンガリーで生産開始。3GWh/年

GSユアサ

日本で製造したリチウムイオンセルを組み立てる製造拠点をハンガリーに開設。

パナソニック

ノルウェーのエネルギー会社エクイノールとアルミ大手のノルスク・ハイドロと組み、電池事業の市場調査に着手

テスラ

2020年11月にイーロン・マスク氏がベルリン郊外に予定している工場の生産キャパを最大250GW/年まで引き上げる構想を明らかに。

SAFT

仏のトタル傘下。最先端高濃度リチウムイオン電池と全個体電池のプロジェクトをスタート。2025年までに25GWh/年へ。

LG化学

2018年にポーランドで工場設立。追加投資を行70GWh/年へ。

3-1. 欧州におけるバッテリー産業創出の取り組み(4)

◆ライフサイクル全体での規制強化をはかるべく、バッテリー指令の改正案を発表

- ・2006年に施行されたバッテリー指令では、有害物質の使用制限などを規定。
- ・2020年12月に発表された改正案では、「規則」に格上げの上、あらゆる種類のバッテリーを対象とし、製品設計から生産プロセス、再利用、リサイクルに至るライフサイクル全体を規定。
- ・2050年の気候中立目標を達成する上で、バッテリーは鍵となる基幹技術と認識。
- ・2024年に製造におけるカーボンフットプリント情報の開示が課せられる他、2026年に具体的な要求値が課せられる可能性。欧州域内での製造を誘導する狙いか。

◆主な改正のポイントと注意点

①責任ある調達

- ・サプライチェーンに関する企業の社会的責任(人権保護)を要求

②カーボンフットプリント

- ・2024年にカーボンフットプリント情報の開示が課され、2026年以降に具体的な要求値が課される可能性

③リサイクル材料の使用促進

- ・2024年までにリサイクル材料の使用率を自己宣言。
- ・2030年及び35年にリサイクル材使用率の詳細な目標数値を設定

④性能・耐久性要求

- ・容量の劣化・残存性能、充放電効率、内部抵抗の増加に関する情報提供要求

⑤二次利用に関する規制

- ・EV用電池の定置用への転用や廃棄、安全性確保等

⑥電池回収率

- ・EV用、産業用、自動車バッテリー用に関しては、目標設定の代替として報告制度を導入

⑦リサイクル効率・材料回収率の目標

- ・回収した電池はリサイクルせねばならず、Co/Cu/Ni/Li/Pbは回収率の目標値を設定

⑧拡大生産者責任

- ・「生産者」が回収/取扱い/リサイクルに関するコストを負担

3-2. 水素戦略とクリーン水素アライアンス

◆全体的な欧州のエネルギー戦略の中で水素利用の拡大を位置付け

- ・2020年7月8日に「**欧州統合エネルギー戦略**」と「**水素戦略**」を発表。
- ・欧州統合エネルギー戦略では、従来、輸送・産業・ガス・建物などでバラバラだったエネルギー消費をリンクさせ、統合的に利用することでエネルギー全体のエネルギー消費効率の引き上げを目指す。航空機や運送業など、**電化が難しいセクターのクリーン化のため、水素利用を拡大**する方針。
- ・水素戦略では、投資、規制、市場の創出、研究開発等を通じ、**段階的に産業、輸送、発電、建物の脱炭素化に向け水素の利用を拡大**する。バッテリーと同じく、**アライアンスも設立**。
- ・原子力発電由来の水素については、「**グリーン水素**」と扱うかどうか未定。

◆クリーン水素アライアンスの立ち上げと中長期的な生産キャパの拡大



ボードメンバー：EU加盟国の一部（議長国・副議長国）、NGO、産業団体、**ミシュラン、シェル、ボッシュ、シーメンス等**の企業

2020年3月に正式アナウンス。当初民間の産業セクター（エネルギー関連産業、自動車関連等）中心に29名のボードメンバーからなっていたが、化石燃料利用を代表する企業が多いことをNGOが問題視。7月8日に正式発足後は、再生可能エネルギー及び低炭素由来の水素に関連するステークホルダーであれば、いつでも参画可能と改められた。

https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/european-clean-hydrogen-alliance_en

中長期的な生産能力の拡大目標

投資、規制、市場の創出、研究開発等を通じ、段階的に産業、輸送、発電、建物の脱炭素化に向け水素の利用を拡大する。また再生可能エネルギー由来の水素と化石燃料由来の水素を区別し再生可能エネルギー由来の水素の普及に数値目標を設定。

①第一段階：2020～2024年

再生可能な6GWの水素電解槽と100万トンの水素利用

②第二段階：2025～2030年

再生可能な40GWの水素電解槽と1000万トンの水素利用

③第三段階：2030～2050年

再生可能水素の技術は完全に成熟し、脱炭素化が難しいセクター（航空業、運送業等）にも利用を拡大させる

4-1. 総論 EUにおける環境・サステイナブル・人権の取組み

◆ EUの理念として人権保護や持続可能性を掲げ、国連の議論等も政策に反映

- 1992年に調印されたマーストリヒト条約によって、経済的なつながりであったEECをEUに発展させた。その前文には「民主主義」「人権尊重」「法の支配」「持続可能な発展」などがうたわれている。他、サステイナブルや人権を巡る国連の動き、気候変動を巡るパリ協定などを実際の政策に落とし込んできた。
- 2019年末に誕生したフォンデアライエン委員会は、発足直後におこった新型コロナウイルスのパンデミックを受け、一層グリーン（とデジタル）を加速させるため、矢継ぎ早に新たな政策を打ち出している。

1992年
マーストリヒト条約
(欧州連合条約)

2011年
国連 ビジネスと人権
に関する指導原則

2015年
パリ協定

2015年
国連 持続可能な開発目標
(SDGs)

ファイナンス、サプライチェーン、気候変動等に関する様々なEUの政策・規制に反映

4-2. サプライチェーン関係 ～ビジネスと人権～

◆ビジネスと人権を巡る加盟国レベルの立法と、EU全体の動き

- ・国連の動きに合わせ、各加盟国単位でデューデリジェンス（D/D）を法制化。2018年にはEUレベルで義務化を図ることに。**2021年上半期には法案提出の見込み。**
- ・EU議会は独自に提案をまとめ公表（EU議会には法案提出権はないものの、一定の影響力）
- ・**EU輸出管理規制**でも人権保護を目的とした改正を実施（2021年春に法案成立の見込み）

国連 ビジネスと人権
に関する指導原則
(2011年)

英：現代奴隷法（2015年）
仏：人権デューデリジェンス法（2017年）
蘭：児童労働デューデリジェンス法（2019年）・・・等

『**サステナブルファイナンスアクション計画**（Action10）』
EUレベルでのD/D義務化に向けた検討開始（2018年）

◆EU議会案（2021年3月）

- 対象：
EU域内の企業及びEU域内で事業を行う
EU域外企業（**ほぼすべての企業が対象**）
- 要求内容：
D/D対象となるバリューチェーンは広範に及ぶ。
結果を公表。リスクを特定した場合は、D/D戦略
を策定し公表。下請事業者が履行しているか定期的
に検証、等。

◆EU輸出管理規制における人権保護

- モバイル通信傍受機器、侵入ソフト、監視セン
ターなどのサイバー監視技術が新たに対象に。
- 輸出規制は各加盟国単位で行われるため、加盟
国間で規制の平仄を合わせる措置も規定。

2021年春に法案成立の見込み

4-3. 金融関係 ～EUタクソノミー（1）～

◆サステイナブルな経済活動を定義する基準。コロナ後の復興でさらに重要に

- ・サステイナブルファイナンスアクション計画（Action10）のテーマの一つ。
- ・気候変動対策を行っていく上で、莫大な投資をサステイナブル関連に誘引する必要がある。よって2020年6月にEUタクソノミー規則を施行し、「**グリーンな経済活動とは何か**」の定義付けを図った。加えて、**コロナ後の復興策でグリーンへの加速を目指しており、EUタクソノミーは一層重要に**。ISO等で**国際標準化の動き**もある。
- ・詳細な分類や基準策定は外部の専門家グループにタスクアウトし、委任法令案にて気候変動緩和と適応に関する基準案を発表。2021年12月より施行予定。

◆EUタクソノミーに分類されるための3つの条件

①以下の内、一つに実質的な貢献をすること

1	気候変動の緩和
2	気候変動の適応
3	水資源および海洋資源の持続的な利用と保護
4	循環型経済への移行
5	汚染防止と管理
6	健全な生態系の保護と回復

②それ以外の5つの環境目標を大幅に侵害しないこと（DNSH）

NG例：森林を伐採した跡地に太陽光発電所を作る

③ミニマムセーフガードに合致していること

- ・国連 ビジネスと人権に関する指導原則
- ・ILO 労働基準
- ・OECD 多国籍企業行動指針
- ・国際人権章典（IBHR）

上記の3つに加え、委任法令で定められた基準（**技術スクリーニング基準**）を満たしていれば「EUタクソノミー＝サステイナブルな経済活動」と分類される。

4-3. 金融関係 ～EUタクソミー（2）～

- ◆技術スクリーニング基準（案）の例（当初発表期限は2020年12月末。ただし継続検討中）
基準（案）は野心的で、**内燃機関など既存技術を実質的に排除**するものが多く含まれる

経済活動の例	技術基準（CO2排出量の閾値）案
自動車	2025年までは50 g CO2/km以下。2026年以降はゼロ。ハイブリッド車ですら対象としない。
製鉄	（ドラフト段階）溶銑で1.328t CO2e/t、銑鉄で0.325t CO2e/t等
ガス火力発電	100 g CO2/kWh以下。GTCCですら達成は不可能で、CCSを併用しない限り達成できないレベル。
原子力発電	今後、科学的見地からEUタクソミー上の扱いを議論
石炭火力発電	EUタクソミー対象外

◆EUタクソミーの使用義務付け

- ①加盟国（金融エコラベルやグリーンをうたう金融商品等に対して加盟国レベルで規則を設ける際に使用）
- ②金融市場の参加者（**金融商品においてEUタクソミーの使用や割合を開示**）
- ③**EU非財務開示指令対象企業**（企業活動がどの程度EUタクソミーと連動しているか、売上高の中の割合、等を開示しなければならない）

コロナ後はグリーンの加速による経済復興を目指しており、公共調達基準に使用される可能性もある。企業にも開示義務（次項）が課せられ金融機関から情報提供要請がありうるなど、**企業経営にとってインパクトが非常に大きい。**

4-4. 金融関係 ～非財務情報開示～

◆財務以外のESG情報（環境・持続可能性・ガバナンス）の開示義務対象を拡大

- ・2017年に施行された非財務情報開示指令の改定を予定。**開示義務対象企業の大幅拡大**が検討されており、欧州で活動する我が国企業の多くに、財務情報以外のESG情報の開示義務が課せられる可能性が高い。従来はEU上場など一定の基準を満たした企業のみが対象とされていた。
- ・改定に伴い、**EUタクソノミー準拠率を算定し公表**しなければならない。
- ・加えて、投資信託などの金融商品を設定する際にも対象企業のEUタクソノミー準拠率が必要になるため、**金融機関からの問い合わせ**に対応しなければならない。

◆改定の方向性と課題

対象企業の条件を緩和し
より多くの企業を対象化

EUタクソノミーはあまりに野心的
算出された準拠率の実効性は？

現状の条件		どこまで緩和？
従業員500人以上	→	閾値を切り下げ？
EU上場企業	→	非上場も対象？
EU域内企業	→	EU域外も対象？

- ・算出の基準はCAPEX、OPEX、Turnoverベース
- ・どの程度EUタクソノミーに準拠した経済活動を行っているかを算定。

EUタクソノミーの基準そのものが野心的すぎ、**算出した準拠率が著しく低くなってしまったため、**実効性が疑問視される懸念がある。

情報開示や金融機関からの要請に応えるための**事務コストが大幅に増える懸念。**
グリーンビジネスを行う企業にとっては**資金調達面等でプラス**となる可能性。

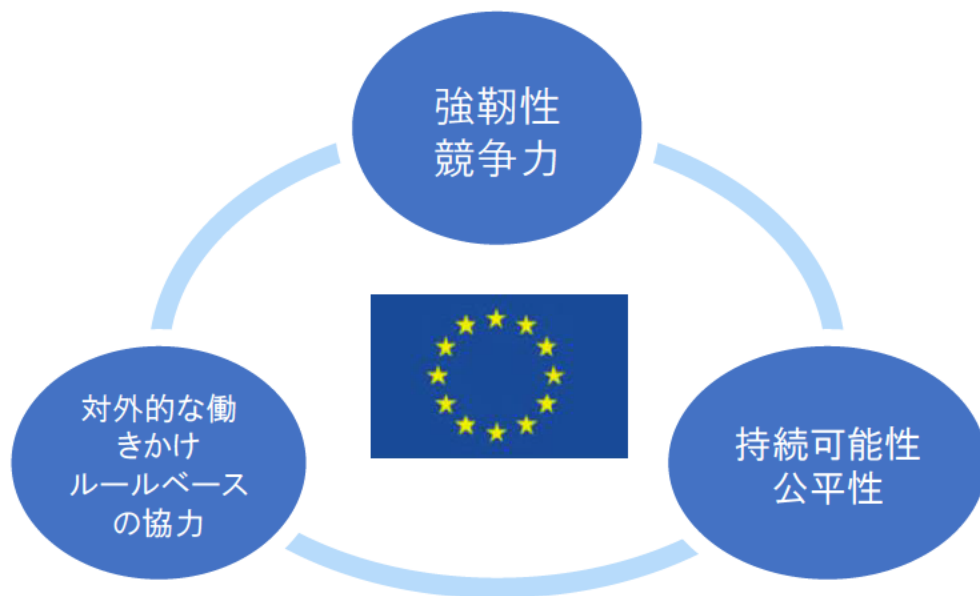
4-5. 貿易・投資関係 ～持続可能な開発アジェンダの協定への入れ込み（1）～

◆貿易政策を通じて、グローバルに持続可能性や人権保護を追求

- ・2020年秋に行ったパブリックコンサルテーションを経て、2021年2月に欧州委員会が「貿易政策レビュー」を発表。「開かれた戦略的自律（Open Strategic Autonomy）」をキーワードとし、2030年を見据えた中期的な通商戦略と位置づけた。
- ・欧州単一市場の魅力^①をレバレッジとし、多国主義の下、WTO改革・ルールベースの競争環境・強靱なサプライチェーンの構築・気候変動やデジタル化などへ取り組む
- ・SDGs へのコミットメントを通じ、持続可能性やレベルプレーイングフィールドを求めていく姿勢を明確化

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/february/tradoc_159438.pdf

◆「開かれた戦略的自立」の概念



◆6つの中期的目標

1. WTO改革
2. グリーンへの変革と、責任ある持続可能なバリューチェーンの促進
3. デジタル化とサービス貿易の促進
4. EUが定める規制の国際影響力を強化
5. 近隣諸国、新興国、アフリカとのパートナーシップ強化
6. 通商協定の実施と執行によるレベルプレーイングフィールドの確保

4-5. 貿易・投資関係 ～持続可能な開発アジェンダの協定への入れ込み（2）

◆ F T A や通商交渉を通じ持続可能性やレベルプレーイングフィールドを相手国に要求

- ・ 2011年に発効した対韓国 F T A が先駆け。S D G s やパリ協定を受け、経済・環境・社会における持続可能性の実現を図るべく、対日本を含め、以後締結された F T A には「貿易と持続可能な開発章（T S D 章）」が含まれている。
- ・ 「貿易政策レビュー」では、既存 F T A の T S D 章や、通商交渉等を通じ、持続可能性やレベルプレーイングフィールドの実現を中期的目標に掲げている。

◆ 既存 F T A ・ 通商交渉を通じた E U の圧力の例

韓 国

- ・ I L O 87 号条約（結社の自由）等の未批准を E U 韓国 F T A の T S D 章の約束違反とし紛争解決手続きを開始
- ・ 専門家パネルの議論を経て 2021 年 1 月にシロ判定確定。但し 2021 年 2 月に韓国は同条約を批准

メルコスール

- ・ 2019 年 6 月に政治合意
- ・ 同年 8 月、アマゾンの森林火災急増を受け、マクロン大統領が懸念を表明。以後、一部加盟国や E U 議会、メルケル首相も追随
- ・ 欧州委員会は、気候変動対策や森林伐採に関する取決めに結ぶべく追加交渉を働き掛け

通商をテコに、レベルプレーイングフィールドを確保し、かつ気候変動対策をグローバルで働きかける姿勢を明確に

4-5. 貿易・投資関係 ～持続可能な開発アジェンダの協定への入れ込み（3）

◆EU中国投資協定（CAI）における人権・持続可能性等に関して

- ・リスボン条約発効以前に各加盟国と中国が個別に結んだ投資協定を一本化し、アップデートするもの。2020年12月30日に大筋合意。
- ・香港やウイグル等の人権問題がクローズアップされる中での合意で、反対意見多数。
- ・単なる投資協定の枠組みにとどまらず、「投資と持続可能性章」を置いている。努力規定ではあるものの、気候変動対策や企業の社会的責任、労働者の人権保護を掲げ、問題が生じればパネルを設置し議論することとしている。

◆批判の声と欧州委員会の反論

EU議会関係者多数が香港問題等により本協定の批准を疑問視

○Weyand 欧州委員会貿易総局長の発言（2021年1月21日のウェビナー）

- ・CAIは単なる投資協定ながら、通常のFTAのような持続可能に関する取り決めを中国は受け入れた。その結果、中国はパリ協定の順守やILO条約の批准も行う。
- ・しかし、EUは本協定に縛らず対中政策の柔軟性を失わない。輸出管理やFDIスクリーニング等の独自のルールを定め、また米国と緊密に連携していく。
- ・EUは中国に新たに譲ったわけではなく、現状の確認程度。一方、EUは新たな市場アクセス、レベルプレーイングフィールドの約束を得た。
- ・トランプ政権下で行われた「米中第一段合意」と同じもの。



Weyand 貿易総局長

欧州議会等の人権・持続可能性などに固執する意見はみられる一方、欧州委員会は人権・持続可能性を重視しつつも、実利を取りに来る柔軟な姿勢も併せて示している

5-1. その他環境規制

～R o H S 指令～

◆規制物質の追加や代替手段がない場合の適用除外物質の議論が継続

- ・ 2002年に定められたE U指令で、電気・電子機器等への特定有害物質の使用を制限するもの。2011年に改正され、現時点で計10物質が規制対象となっている。但し、**代替手段がない場合、一定期間の適用除外**が認められている。
- ・ 欧州委員会では、**新たに2物質の追加**も含め見直し検討中。
- ・ 2014年に日欧米韓の関連産業団体が連携して「**アンブレラプロジェクト**」を立ち上げ、欧州委員会との密接なコミュニケーションの下、除外物質についてインプットを行っている。
- ・ 欧州の議論がそのまま**他国にコピーされる**傾向があるため注意を要する。

RoHS(Ⅰ)



RoHS(Ⅱ)

2002年、規制 6 物質からスタート：
鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、
ポリ臭化ビフェニル（PBP）、
ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）

2011年
規制物質の追加に言及。

2015年に委任法にて付属書Ⅱを
改訂し、以下を追加：
フタル酸ビス（DEHP）
フタル酸ブチルベンジル（BBP）
フタル酸ジブチル（DBP）
フタル酸ジイソブチル（DIBP）

◆更なる見直し：RoHS(Ⅲ)

- ・ R o H Sは「指令」であり、各加盟国がそれぞれ立法し執行するため、ばらつきがある。そのため、「規則」に格上げを検討
- ・ 新たに**添加型TBBP-A**（難燃剤に使用）と**MCCP**（可塑剤に使用）の追加を検討

ブレグジットに伴い、2022年1月以降、英国市場向けは**英国R o H S**に従う。
但し北アイルランド向けは従来通りE U R o H Sに従う。

5-2. その他環境規制

～REACH規則～

◆化学物質の登録・評価・認可・制限に関する法律で、規制物質の追加等を議論中

- ・2007年に既存の40以上の化学物質関連規則を統合し発効。**化学物質製造・輸入量が1トン/年**を超える事業者が対象で、欧州化学物質庁（ECHA）に届け出る必要がある。
- ・ECHAは当該物質が人体や環境に危険であると判断すれば、当該物質を高懸念物質（SVHC）に指定し**許可制**にする、また**製造・上市・使用を制限**することが可能。
- ・化学物質の使用者は、川下の利用者に対して**情報を伝達する義務**が課せられている。その際、使用化学物質の分類・表示に関する**CLP規則**が重要なツールとなる。
- ・2020年10月に「**持続可能のための化学戦略**」を発表し、新規規制対象物質等の議論を開始。
- ・RoHSと同様、**他国にコピー**される傾向があるため注意を要する。

◆『持続可能のための化学戦略』の主な論点

①グルーピングによる規制

- ・有機フッ素化合物（PFAS）等類似化学物質をまとめて規制
- ・社会的基盤や安全・医療などの用途に不可欠な物質は除外
但し基準は未定
- ・規制手続きの簡易化を検討
但し規制頻度が増す懸念

②組み合わせによる評価

- ・単一の化学物質だけではなく、複数による組み合わせによる影響を評価することを検討
- ・妥当なリスク評価がなされない懸念

③持続的化学物質の基準

- ・製造工程における環境フットプリント（CO₂排出の影響）を含めるか検討

ブレグジットに伴い、英国市場向けは2021年1月以降**英国REACH/CLP**に従う。英国側での登録とEU側での登録は以後**互換性がなくなり、別個に登録しなければならない**。北アイルランド向けは従来通りEU REACH/CLPに従う。

5-3. その他環境規制

～サーキュラーエコノミー政策～

◆パリ協定の気候中立目標を達成すべく、循環型経済の確立と産業競争力強化を目指す

- ・2019年3月に「新循環経済アクションプラン」を欧州委員会が発表。統合的な環境政策・産業政策であり、**経済成長と資源消費をデカップリング**させ、よりクリーンでより競争力の高い欧州を目指す。
- ・**設計段階から製造プロセス、アフターサービスに至る**まで、サプライチェーンや事業フロー全体に新たな追加措置を提案。また「**消費者が修理する権利**」という新たな考え方を導入。
- ・対象となる製品は電気電子やバッテリー、自動車、包装材、繊維製品など7分野に及ぶ。

持続可能な製品設計

設計段階で持続可能性に配慮

- ・生産者には交換部品や修理など循環型製品提供の責任を規定。
- ・公共調達においても持続可能性を基準化。

対象分野：

エレクトロニクス、ICT、繊維、家具、鉄鋼、セメント、化学物質

消費者の権利強化

消費者・公共部門に適切な情報提供

- ・消費者が製品寿命や修理に関する信頼性の高い情報を提供。
- ・ひそかに製品寿命を短縮するような悪意のある商品を排除。
- ・消費者保護に係る執行管理を強化
- ・グリーン公共調達に関する最低限の義務

循環型製造プロセス

バリューチェーン全体、産業プロセスにおける循環性促進

- ・産業界に報告・認証システム開発を推進
- ・使用資源の追跡やマッピングのためのデジタル技術の促進

グローバルに展開されている商品カテゴリーの設計やモノづくり、修理部品の長期確保などアフターサービス等に**大きな影響が及ぶ可能性**がある。

5-4. その他環境規制

～エコデザイン指令～

◆エネルギー関連製品への環境配慮設計を義務付けるもの。耐久性要件などを強化へ

- ・エネルギー関連製品（ErP：Energy-related Products）について**環境配慮設計（エコデザイン）を義務付ける枠組み**で、製品グループごとの最低要件を定めており、CEマークの要件ともなっている。
- ・現状は28品目（エアコン、パソコン、オーブン、コンロ、家庭用食洗器、乾燥機、洗濯機、電気照明、温水ヒーター、冷蔵庫、テレビ、掃除機、換気扇など）が対象。**今後、スマートフォンや自動販売機などの追加を検討。**
- ・2021年第4四半期に法改正を提案予定。

製品カテゴリーの拡大

- ・スマートホンやICT製品の追加を検討中。
- ・さらに、窓・業務用食洗器・ヘアードライヤー、自動販売機などの追加も検討中。

基準の強化

- ・現状は製品のエネルギー効率やCO2排出削減などを規定している。
- ・新たに耐久リサイクルに関する要件が規定される可能性がある

中間材の対象化

- ・マテリアルや、中間材も対象となる可能性がある。

「デジタルパスポート」の新設

- ・サプライチェーン全体を通じた製品のパフォーマンス情報の見える化を図る。

部品やマテリアルを含め、より**細部にまで詳細な基準が設定**されることで、**製品設計の自由度がなくなる懸念**がある。